

## 大田原市歯及び口腔の健康づくり推進条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）及び栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例（平成22年栃木県条例第50号）の趣旨を踏まえ、市民の歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康増進と健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活することができる期間をいう。）の延伸に寄与することを目的とする。

### （基本理念）

第2条 歯及び口腔の健康づくりの推進に関しては、次に掲げる事項（以下「基本理念」という。）を基本として実施するものとする。

- (1) 市民が自ら生涯にわたり歯及び口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること。
- (2) 全ての市民がその発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、良質かつ適切な歯科保健医療サービス（歯科医療、歯科検診、歯科保健指導その他歯及び口腔の健康づくりに資するサービスをいう。以下同じ。）の提供を受けることのできる環境の整備を推進すること。
- (3) 保健、医療、福祉、教育その他の関連分野の取組との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、歯及び口腔の健康づくりを推進すること。

### （市の責務）

第3条 市は、基本理念にのっとり、栃木県との連携を図りつつ、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

### （市民の役割）

第4条 市民は、基本理念にのっとり、自ら進んで歯及び口腔の健康づくりについての関心及び理解を深めるとともに、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯及び口腔の疾病及び異常の有無に係る定期的な検診、健康診査、歯科医療及び保健指導（以下「歯科検診等」という。）を受けることにより、生涯にわたって、自らの歯及び口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

### （歯科医師等の役割）

第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者（以下「歯科医師等」という。）は、基本理念にのっとり、市が実施する歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者（歯科医師等を除く。以下「医療関係者等」という。）との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努めるものとする。

(医療関係者等の役割)

第6条 医療関係者等は、基本理念にのっとり、市民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科検診等を受けることのできる環境の整備を推進する上で、その果たすべき役割の重要性に鑑み、歯及び口腔の健康づくりに関し、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第2条第3号に規定する事業者をいう。）は、基本理念にのっとり、当該事業所において雇用する従業員の歯科検診等を受ける機会の確保を図ることその他当該従業員の歯及び口腔の健康づくりの取組の支援に努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第8条 市は、市民の歯及び口腔の健康づくりを推進するための基本的な施策（以下「基本的施策」という。）として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 妊娠期における歯科疾患の予防対策を推進すること。
- (2) 乳幼児期及び学齢期におけるむし歯予防対策を推進すること。
- (3) 成人期における歯周疾患予防対策を推進すること。
- (4) 高齢期における口腔機能の維持及び向上に係るオーラルフレイル（口腔機能の衰えが、心身の筋力低下や要介護につながる状態をいう。）の予防に関する取組を推進すること。
- (5) 障害者、要介護者等に対する適切な歯及び口腔の健康づくりを推進すること。
- (6) 歯及び口腔の健康づくりに関する情報の収集及び普及啓発を推進すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりを推進すること。

(基本計画)

第9条 市長は、前条に掲げる基本的施策を実施するため、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりの基本的な考え方
- (2) 歯及び口腔の健康づくりに関する目標
- (3) 歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、市が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (4) 基本計画の進行管理及び評価方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりの推進に関し必要な事項

3 市長は基本計画を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ歯科保健医療サービスに関して学識経験等を有する者の意見を聴くとともに、広く市民等の意見を求めるものとする。

4 市長は、基本計画を定めたときには、速やかに、これを公表しなければならない。

5 市長は、必要があると認めるときは、基本計画を変更することができる。

6 第3項及び第4項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(財政上の措置等)

第10条 市は歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、歯及び口腔の健康づくりの推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。